

「政基公旅引付」をめぐる二つの問題

柴田 真一

一 はじめに

文亀元年（一五〇二）三月、九条政基はその家領であった和泉国日根荘に下向し、永正元年（一五〇四）までの、ほぼ四年間、その直務経営に当たった。そのときの日記が「政基公旅引付」^①である。

原本は宮内庁書陵部に所蔵されており、翻刻が刊行されている。

この史料に最初に注目したのは、『泉佐野市史』^②であった。その叙述に当たっては、この史料が活用され、重要性が指摘されている。それ以来、中世末期の荘園の実見記録としての特異性などから、広く学界の注目するところとなり、翻刻が刊行されたこともあって、この日記を利用した研究が数多く発表されている。^③

筆者は、かねてから中世公家日記研究会という日記史料の輪読会に参加しているが、そのメンバーの共同研究として、改めて「政基公旅引付」の翻刻を行う機会を得た。^④これは、既に和泉書院より『政基公旅引付 本文・索引・研究抄録篇』として刊行され、同時に『政基公旅引付 影印篇』も刊行された。

今回、このような発表の機会をあたえられたので、翻刻や索引の注記の中では書ききれなかったことの補注の意味も含めて、今回の出版までの過程で気づいたことの中から、二点を取り上げて記しておくことにしたい。

二 「厩」と「厨」

黒田弘子氏は『ミミヤキリハナヲソギ』^⑤の中で、当時の荘園百姓の公事負担の一つであった「供給」について述べている。それによれば、「供給」とは荘園領主の使者が下向してきた場合などに、彼らに対して主として食事の接待を行うことを意味するものであった。そして、そのような使者の接待を表す言葉には「厨」「膳厨」「入厨」「饗膳」「房仕」などと食事関連のものが多くことから、「供給」の中心は食事にあつたように見えるが、凶書寮叢刊版の『政基公旅引付』文亀三年七月九日条に、政基の収納使に対して日根野東方が「厩」に及ばなかったとあり、原本を確かめてもらったところ「厨」の誤植ではないことが確かめられたことから、「供給」には馬の餌の用意も含まれていたとし、本来、「供給」は人と馬の両方の世話を意味していたと述べている。

ここで取り上げられている「厩」は、「政基公旅引付」の文亀三年七月八日・九日両条にでてくるのだが、今回の翻刻においては、これらの文字には「厨カ」と傍注を施している。文字は確かに「厩」だが、政基が「厨」と書くべきところを誤記したのではないかと考えたのである。もし、誤記であるとすれば、黒田弘子氏の「供給」本来の意味に馬の餌の用意も含まれていたという考えは成立しないことになる。そこで、以下に、なぜ「厩」の誤記と考えられるのかを述べることにする。

八日（中略）抑東方春段銭于今無沙汰之条、入置使処不及厩、仍長盛行向槌丸、（以下略）

九日（中略）未一点以書状（土九ヨリ）長盛注進云、東方番頭■源六就長入置之

処、号地下寄合評議罷出不歸屋内、然間家中雖相搜無食事之部類、只又非可干死、可為如何哉之由、五人之使節来土丸申之可如何哉之由申送之間、已及帰来者不及了簡、追立モ只不及厩モ地下狼籍者同事也、所詮先各相具只今ハ可帰来（中略）之由以状令返事処、又本間加賀走来為長盛使申云、各召具帰参者一向地下破滅之基也、仍先

使節等追掃第二之番頭掃部太郎在所ニ入置云々、予仰云、可然也、所詮番頭一人召籠而相共ニ居、其身不可干死之間自ら可沙汰既也、堅可仰付之由令返事了、(以下略)

当時九条家領日根庄を構成していたのは、日根野・入山田両郷である。その内の日根野郷は、さらに、地頭方(西方)と領家方(東方)に分かれていた。八日条によれば、その日根野東方が春段銭を納めないため、催促の使者を入れておいたところ「既に及ばない」ので、政基の奉行を務めていた信濃小路長盛が土丸²に向かったというのである。

翌日に、その土丸から長盛が書状で報告してくる。それは「段銭を出させるために、自宅に監禁しておいた東方第一番頭の源六が、村の寄り合いがあるというので、外出を許したところそのまま戻ってこない。そこで源六の家の中を捜したが、食料が見つからない。東方に派遣されていた五人の使節は、このままでは飢え死にしようとして、土丸に戻ってきたが、どのように対処すればよいか」というものであった。これに対して、政基が、「すでに土丸に戻ってきているのなら仕方がない。使節を東方から追い立てるのも、『既に及ばない』のも地下狼籍ということでは同じ事である。とりあえず戻ってこい」と書状を遣わした。その後、本間加賀が長盛の使いとして政基の元にやってきて「今戻ってしまうと、地下の支配に悪影響があるので、とりあえず五人の使節は東方に戻らせ、第二番頭である掃部太郎の家に入り、今度は掃部太郎を人質に取らせ」と報告してくる。これに対して政基が「番頭を捕まえて一緒にいれば、捕まえた番頭も飢え死にするわけにいかないから、自ずと『既を沙汰する』であろう」と返事する。以上が八日・九日条の内容である。

このなかに、「既」は三回出てくる。このうち、特に九日条の二つの「既」に注目したい。段銭催促に派遣された五人の使節は、東方第一番頭の源六を人質として、その家を宿所としていた。ところが、その源六に逃亡され、食事の提供が受けられなくなったため、源六宅を捜したが食料が見つからず、一旦撤退しようとする。つまり食事が入手できないために現

地にとどまれなくなったわけで、そのことを政基は、「既」を提供しないのは、追い立てるのと同じく地下の狼籍であると評したのである。また、再度東方に戻った使節は、今度は第二番頭を人質に取り、その自宅に監禁する。政基はこの報告を受けて、捕まえた番頭と一緒にいれば、番頭自身が飢え死にしないために「既」を出すであろうと述べている。

このような「既」の使われ方を見れば、「既」が人間の食事を指していることは明らかである。さらに、ここでいう「既」が、本節冒頭で紹介した、莊園領主の使節に対して食事を出すという「供給」を指すことも明らかと思われる。

このことから、政基が「既」と書いていることは間違いないが、それは「厨」と書くべきところ、字を誤って「既」と書いたと考えたのである。

三 クミノ郷

「クミノ郷」は、当時、和泉国の諸郷が連合した組織であるが、その実態は必ずしも明らかにはなっていない。従来の研究からこれに言及したものを拾ってみると、①峰岸純夫「崩れゆく莊園」(『日本民衆の歴史』三 天下統一と民衆 三省堂 一九七四・五)、②吉村亨「和泉国日根野庄の生活と文化」(『風俗』一七(一)一九七八・五)、③工藤敬一「家門御下向」―日根庄の九条政基―(『莊園の人々』一九七八・一一)、④勝俣鎮夫「戦国時代の村落」(『社会史研究』六 一九八五・八)、⑤三浦圭一「日根庄をめぐる諸問題」(『日本史研究』三二〇 一九八八・六)、⑥藤本久志「戦場の村の危機管理」(『莊園に生きる人々』和泉書院 一九九五・七)がある。

これらの中には「クミノ郷」について詳しく論証したものは見あたらないが、近隣の村々が連合した組織であるということでは一致しており、軍事的側面があることを指摘するものが多い。

ところで、今回「政基公旅引付」翻刻にあたって、「クミノ郷」に関わる文亀元年九月二十三日条について検討したとき、従来の解釈にいくつかの疑問があることに気付いた。そこで、改めてこの条をどう読みとるべき

かを考えてみたい。

廿三日（中略）払曉令用意、長盛・在利等相具青木向西方、番頭一人召籠帰来之処、従国方日根野・アヤイ・本山・大田以下相催諸郷千人計馳来、已射懸矢了、仍塞戦之間、当庄衆東方之令逃散百姓以下貳百余人馳合、自己一点及未斜三時之間合戦、敵方八九人手負射出、於此方者東方之百姓一人聊被射破了、敵ハ具足也、此方ハ皆スハタ也、雖然処当之箭躍退云々、真実ノ神慮哉、敵軍破テ引退了、及晩長盛等帰来之条令案堵者也、在利ハ猶槌丸ニヒカエ今夜張陣云々、隣郷衆出之条、兼而クミノ郷熊取・上郷等へ従当庄如此入折紙了云々、

今朝之儀、従 御本所様為御所務御入部之事候処ニ、不及子細為余郷衆此方へ被取懸候儀、不及覚悟候、其方前之儀者無等閑申合儀候間、於以後之儀者被成其御心得候者可為本望候、恐々謹言、

九月廿三日

日根野・入山田

御百姓中

上郷
御百姓中

熊取へ同之、以此両郷之折紙隣郷兼而楛之郷へモ可廻之由仰云々、従郷衆返事ニハ、根来令出張者国之衆員ヲ可吹也、然者各可出之由兼而申合之処、国方ニ員ヲ被吹之間、各不事問罷出之処御本所ト国ト之御儀ト承了間、少々引返ス郷等候ツ、以後之儀可得其意之由申之云々、今日橘口ヲハ小川衆馳合固之者也、敵方手負ノ内小木ノ庄カ中間死了云々、（以下略）

年貢を出さない日根野西方に、政基の奉行である石井在利・信濃小路長盛等が催促に向かい、番頭を捕らえてくる。これを知った守護方は、日根野・アヤイ・本山・大田以下の守護被官が、諸郷の兵を催して襲来する。催促使が防戦していたところ、日根野東方衆の百姓等二百人余りが集まり、味方して戦い、ついに守護方を追い返すことに成功する。このとき、守護

被官に動員された熊取・上郷等とは、かねてから「クミノ郷」の関係にあった。そこで、日根野・入山田御百姓中の名で、これらの郷に次のような書状を出す。「御本所様九条政基の所より、所務のため使節が日根庄に入部したところ、子細に及ばず守護方に味方して当方に取りかかれたのは、理解できない。そちらとは、今までは等閑なく協力しようと申し合わせたきたので、これからは、今の当庄の状況をよく理解しておいてもらえると有り難い。」というのが、その内容であった。

これに対して、書状を出した諸郷からの返事は「根来寺が出兵してきたときは、守護方が貝を吹くので、クミノ郷から出兵して守護方に味方するという申し合わせであった。その守護方の貝が吹かれたので、各詮索せず出兵したところ、御本所と守護方との合戦と聞いて、引き返す郷もあった。以後は、御本所と守護方が争っているということをよく承知して、みだりに兵を出さないようにしよう」というものであった。

この記事がこの様に理解できるものとする、どのような点が問題となるのかを以下に検証してみる。

まず、⑥では、守護方に動員された諸郷を、日根野・アヤイ・本山・大田郷として、本山を除くそれぞれの現在地を比定している。つまり、先ほど守護被官として名をあげたものを地名とみているのである。しかし、アヤイ以外は、「政基公旅引付」の記事から、守護被官であることがわかる。以下にそれを一人づつ確認しておく。

日根野は、日根野光盛であり、守護被官であることは、あるいは周知のことには属するかもしれないが、たとえば、文亀元年七月三十日条に「東方百姓ヲ号守護成敗、日根野召取了」などとあることから知ることができる。本山は、永正元年八月二十七日条に「守護被官人本山ヨリ龍生院ヲ召寄」とあることで知ることができる。

大田は、文亀元年九月一日条に「国方被官広瀬参川守之被官人大田入道」とあることよって知ることができる。

アヤイについては、「政基公旅引付」には、先に引用した文亀元年九月

二十三日条にしか出てこないが、他の三名の例から推して、守護被官とみて間違いないであろう。

後述のように、このとき守護方が動員した諸郷は別の所と考えられるので、この日根野・アヤイ・本山・大田については、比定できる地名があるとしても、ここに述べたように守護被官とみるのがよいと考えられる。

つまり、最初の部分は、日根野以下の守護被官たちが、「クミノ郷」である諸郷の兵千人計りを催して攻め寄せてきたと解するべきなのである。

では、「クミノ郷」とはどこであろうか。従来の見解では、①は熊取・上郷・佐野・井原・新花・木嶋、③は日根野・上郷・熊取、⑤は日根野・入山田・熊取としており、その他は具体的な地名をあげていない。

先にみた日根野・入山田御百姓中の書状に対する諸郷の返事からわかるように、この時、守護被官とともに出兵したのは、兼ねてから根来寺の来襲に対応するために守護方によって組織されていた諸郷であった。具体的に名前がわかるのは、書状の宛先とされている熊取・上郷である。

その他、「隣郷兼而桔之郷」にも同文の書状を出していることから、ほかに近隣の数郷が出兵に参加していたようにみえるが、具体的なことは不明である。

「敵方手負ノ内小木ノ庄カ中間死了」とあって、同じく日根庄に攻め入ってきたことがわかる近木庄はどうであろうか。「敵方手負」とは、合戦時の「敵方八九人手負」に相応するものと考えられる。したがって、これも守護方の動員により出兵してきたものとみて、「クミノ郷」のひとつと考えたい。

では、「クミノ郷」「桔之郷」とは、どのようなものであろうか。両者は同じものを指しているのだろうか。

この条から明らかになる「クミノ郷」の範囲は、まず、先ほどから述べてきた、熊取・上郷・近木庄、そして、ここで書状を出している日根野・入山田の両郷である。また、「兼而クミノ郷」「兼而桔之郷」という書き方からすれば、「桔之郷」の関係を結んでいた諸郷の中にも、日根野・入山

田が含まれていたことになろう。書状に対する返答は、諸郷から同内容の返事があったか、または、共同して返事を出してきたものと読みとることができると。このような点からすれば、諸郷は同じように根来の来襲に備えた同盟関係にあったことになり、そこからは、両者は同じものとするのがよいように思われる。

ところが、両者は別のものであるとの考えが成り立つ可能性もある。「桔」の字は、訓では「てかせ」「かせ」、音では「こく」「かく」であつて、「クミ」に通じる音・訓はない。両者が同じ「クミノ郷」であるとすれば、なぜ同日の記事の中でこの様な当て字とも思えない記述をしたのか疑問となる。「隣郷衆出之条、兼而クミノ郷熊取・上郷等へ従当庄如此入折紙了」という部分は、隣郷衆が出兵したことについて、その中に入っていた兼ねてからのクミノ郷である熊取や上郷に書状を遣わしたと読みとれる。すると、「以此両郷之折紙隣郷兼而桔之郷へ可廻之由」の部分は、その「クミノ郷」である熊取・上郷に遣わした書状を、隣郷で兼ねてからの「桔之郷」にも遣わすべしと政基が命じていることになる。この点をとらえると、「クミノ郷」である両郷と「桔之郷」が区別されていると読みとることができ、そうであるとすれば、両者は別の組織を指していることになる。

ところで、文亀元年五月十九日条に次のような記事がある。

十九日(中略) 自根来寺可入部下泉企風聞之処、当郷事入山田兼日依為
絞之郷、従件寺家相触之間、当郷返事、兼而為申合郷条雖非等閑、
御本所様御在庄之間、難叶之由令返答云々、(以下略)

ここに「絞之郷」という言葉が出てくる。この読み方としてはいくつかわ考えられる。「しぼりのごう」「きょうのごう」「こうのごう」などである。このなかで、注目したいのは、「こうのごう」という読みである。「桔之郷」の読みは、先ほど述べたようなものが考えられるのだが、ほかに「こうのごう」とも読めるのではないかと考えられる。つまり、両者には「こうのごう」という共通の読みがあるのではないかとということである。

このように両者が同じものを指しているとすれば、「絞之郷」がどのような性格のものかをみることで、「桔之郷」についても知ることができることになる。

先に引用した十九日条によれば、根来寺が下和泉に入部するにあたって、兼ねてからの「絞之郷」である入山田に、人数を出すように命じてくる。

これに対して入山田は、本来人数を出すべきであるが、御本所様政基が在庄しているのので、今は出すことができない旨を返答したということになっている。このように、「絞之郷」は、根来寺が和泉国に進出してくるときに、人数を出し協力することを目的に組織されたものとみることができ^⑩。

「桔之郷」と「絞之郷」が同じものであれば、「桔之郷」も根来寺に協力するための組織ということになり、守護方の動員を受けるべき「クミノ郷」とは別のものということになる。

四 おわりに

「政基公旅引付」の記事に難解な部分があることは、定評のあるところで、すでに多くの研究があるにもかかわらず、いまだ十分に読み解かれていない点が多く存在するように思われる。小稿でとりあげたのも、そのようなもの一端である。特に「クミノ郷」をはじめとする諸郷の連合については、誰がどのような目的で組織したもので、いくつ存在していたのかといった、基礎的な研究を改めてする必要があるのではないかと考えている。今回は問題提起に止まったが、この点については、いずれ稿を改めて論じてみたい。

註

(1) 原題は「旅引付」となっているが、翻刻が「政基公旅引付」と題して刊行されて以来、これが一般に通用するようになっており、小稿でもこの名称を使用する。

(2) 宮内庁書陵部編『凶書寮叢刊 政基公旅引付』養徳社 一九六一年三月

(3) 柴田実編『泉佐野市史』泉佐野市役所 一九五八年五月

(4) 詳細は、「政基公旅引付研究抄録篇」(『政基公旅引付 本文・索引・研究抄録篇』和泉書院 一九九六年三月) 参照

(5) 刊行に至るまでの詳細は、『政基公旅引付 本文・索引・研究抄録篇』の「あとがき」参照

(6) 黒田弘子『ミミヤキリハナヲソギ』吉川弘文館 一九九五年三月

(7) 土丸は入山田を構成する四村のひとつであり、日根野に最も近いところに位置していた。

(8) ③では、根来寺の来襲に備えて、諸郷が自主的に組織したものとしている。しかし、③における二十三日条の解釈は小稿とはかなり異なっている。守護方によって動員される諸郷と「クミノ郷」が完全に重なるのかどうかは、まだ検討の余地があるが、一応ここでは、守護方によって組織されたものとみておきたい。

(9) 後述するように、「桔之郷」を「クミノ郷」とは別のものであると考えた場合には、将来「桔之郷」の組織のもとに出兵が行われる可能性に備えて、あらかじめ内容の書状を送って、同じような事態が起こることを防ごうとしたとも考えられる。

(10) 『新字源』では、「てかせ」の訓のみであるが、同じ「新字源」の「校」の項では「かせ」の意で「桔」が同義の字であるとされておられ、「かせ」と読んでも差し支えないものと思われる。なお、③では「桔之郷」を「かせのこう」と読んでいる。(11) 「桔」の旁「告」には、「こう」の音があること、「桔」と「校」が「かせ」の意では同義であり、「校」には「こう」の音があることから、政基が「こうのこう」のつもりで、この字を用いた可能性があると考ええる。

(12) 根来寺によって組織され、しかも「こうのこう」と呼ばれていたとすれば、「講之郷」とするのが正しい表記であるのかも知れない。

へしばたしんいち 収集整理課